

坂監公表2第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年11月20日

坂出市監査委員 稲田茂樹

坂出市監査委員 茨智仁

(別紙)

令和2年度財政援助団体等監査の結果報告

1. 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行ならびに福祉事務所ふくし課（以下「ふくし課」という。）、福祉事務所こども課（以下「こども課」という。）および福祉事務所かいご課（以下「かいご課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

(1) 坂出市社会福祉協議会交付金	49,182,120 円
(2) 福社会館管理費補助金	3,700,000 円
(3) 坂出市長寿社会ふるさと福祉のまちづくり 推進事業補助金	8,400,000 円
(4) 高額療養費つなぎ資金貸付金	2,000,000 円
(5) 坂出市ファミリー・サポート・センター事 業運営委託料	3,000,000 円
(6) 坂出市成年後見センター運営支援補助金	6,070,000 円
(7) 生活困窮者自立相談支援事業委託料	5,344,140 円
(8) 生活支援体制整備事業におけるコーディネ ート業務委託料	2,552,000 円
(9) 市民後見人養成事業委託料	160,000 円
(10) 家計改善支援事業委託料	5,376,973 円
(11) 坂出市授乳室等整備事業補助金	184,800 円

2 監査の実施日

令和2年9月11日から令和2年10月9日まで

3. 実施した監査手続

市社協の上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、市社協から提出された資料および提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、ふくし課、こども課およびかいご課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 市社協の概要

市社協は、坂出市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として昭和48年10月18日設立された。

主な事業は、

地域福祉活動の推進

ボランティア活動、福祉教育の振興

介護保険事業、障がい者支援事業、在宅福祉サービスの推進

成年後見センター運営（権利擁護事業への積極的な対応）

社協経営基盤の強化

福祉総合相談および福祉情報の収集提供活動の推進

民生児童委員活動への協力

低所得世帯への更生援助活動の推進

児童福祉活動の推進

母子・父子福祉活動の推進

高齢者福祉活動の推進

障がい者(児)福祉活動の推進

社会福祉団体の育成援助

共同募金運動への協力

福祉会館の貸付利用

社会福祉関係受賞者推薦

2 市社協監査の結果

市社協の上記の補助金は適正に交付および収納されており、事業は計画に従って実施されていた。

また、財政援助に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながらの大変な時期であるが、市社協はこれまでに蓄積してきた福祉関係団体および関係者等とのネットワークを活用し、本市のセーフティーネットとしての役割を益々充実させて頂きたい。

そして、ファミリーサポートセンター事業を広く市民のかたに認知して頂き、活動件数の向上に努めて頂くよう要望する。

3 ふくし課の監査結果

ふくし課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

4 こども課の監査結果

こども課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 かいご課の監査結果

かいご課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2. 公益財団法人坂出市学校給食会の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益財団法人坂出市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行ならびに教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

坂出市学校給食事業補助金	26,661,408 円
--------------	--------------

2 監査の実施期間

令和2年9月5日から令和2年10月9日まで

3 実施した監査手続

学校給食会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、学校給食会から提出された資料および提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、教育総務課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 学校給食会の概要

学校給食会は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として昭和54年3月17日設立、平成24年4月1日公益財団法人へ移行した。令和元年度には、幼稚園6園・小学校12校・中学校4校に共通献立の作成、給食に使用する物資の共同購入、児童・生徒のバランスのとれた栄養豊かな給食を効率的に実施している。

2 学校給食会の監査の結果

学校給食会の財政援助に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

なお、インフルエンザ流行による学級閉鎖・新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校により54,302食が中止となり、一部食材補填費が発生し赤字額は657,077円となっている。

児童・生徒にとって、管理栄養士による給食の献立は栄養の偏りを無くした食育となっているので、今後は地産地消の比率等を保護者に対して色々な形で発信し、学校給食の良さをもっと多くの方々に伝えて頂きたい。

また、よりおいしく栄養価の高い給食のためにも、給食費の増額も引き続き検討して頂き、令和4年度中に完成予定の新しい給食調理場には、市民及び各PTAからの声を反映して頂くためにも、学校給食会にある3委員会からの現場の声を反映させて頂くよう要望する。

3 教育総務課の監査の結果

教育総務課における学校給食会に対する補助金に係る事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、よりおいしく栄養価の高い給食のためにも、給食費の増額も引き続き検討して頂き、令和4年度中に完成予定の新しい給食調理場には、市民及び各PTAからの声を反映して頂くためにも、学校給食会にある3委員会からの現場の声を反映させて頂くよう要望する。